

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事等の  
旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会の幹事及び事務局の職員(以下「幹事等」という。)が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、事務に従事する場合の旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 幹事等が職務のための旅行をする場合には、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)(以下「条例」という。)に定める旅費を支給する。

2 旅行の命令、旅費の計算等必要な事項は、条例を準用する。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。